



ゆうよ 返還の猶予について

返還猶予とは、返還が困難になった場合、一定の事由のもとで返還を猶予（先延ばし）することです。猶予制度を希望される場合は、奨学生本人が申請してください。

※既に返還期が到来している返還金は猶予対象外となります。

1 返還猶予の事由と証明書類

区分	事由	必要な証明書類 ※証明書類は、(写)と記載がないものはすべて「原本」が必要です。	証明書類発行者	猶予期間
1	短大、大学、専修学校、大学院、各種学校等に在学中（留学も含む）	・在学証明書（猶予申請期間中に発行されたもの） （毎年度4月1日以降に発行のもの） ※学生証の写しは不可	在学学校長	4月～3月
2	傷病	・医師の診断書（申請日の2か月以内に発行されたもの） ※就労困難である旨記載のあるもの	医師	
3	災害	・罹災（被災）証明書	市区町村長、 消防署長	罹災月から 1年
4	求職中	・雇用保険受給資格者証(写) ・ハローワークカード（写）またはハローワーク受付票（写）（申請日の4か月以内に発行されたもの）	職業安定所長	4月～3月
5	生活保護受給中	・生活保護受給証明書（申請日の2か月以内に発行されたもの）	福祉事務所長 又は市区町村長	
6	学校進学（受験）準備中	予備校などに通っている場合 ・予備校の在学証明書（4月1日以降発行のもの） 自宅学習中の場合 ・出身学校の証明書等その事実を明らかにする書類（本人の申立書＋出身学校の副申書）	在学学校長、 出身学校長等	
7	妊娠中	・母子健康手帳(写)（奨学生及び子の出生予定日の確認できる箇所）	市区町村長	
8	育児中 3歳未満の子を養育している場合	1歳未満の子（猶予申請日現在）を養育している場合 ・母子健康手帳(写)（奨学生及び子の出生日の確認できる頁の写） 1歳以上3歳未満の子（猶予申請日現在）を養育している場合 <下記の3点すべて必要> ・申立書（現状の申立：所得がない、子の養育のため働くことができない等を記入） ・住民票記載事項証明書または住民票（子と奨学生の記載のあるもので、申請日の6か月以内に発行されたもの） ・課税（所得）証明書（申請日現在で取得できる最新のもの）	市区町村長	
9	経済的事情 （奨学生本人の年収300万円以下） ※給与所得者以外は、年間所得金額（必要経費等控除後）200万円以下	①2022年度末に高校を卒業する場合 ・卒業見込証明書（③も可） ②高校を卒業して1年5か月を経過していない場合 ・卒業証明書（③も可） ③その他（上記以外） ・課税（所得）証明書 （猶予期間に応じた年度分の証明書） ※次ページ「3」を参照してください。	学校長 市区町村長	10月～9月

※返還猶予は通算で10年を期限とします。（ただし、区分1の期間を除く。）

※経済的事情の年収とは前年の収入、年間所得金額とは前年の所得金額です。

2 返還猶予される期間と申請時期

区分 (左記区分)	申請時期	猶予期間 (最長 12 か月)
1	2022 年度末卒業または猶予中の場合のみ 毎年 4 月 1 日～4 月 20 日	4 月から翌年 3 月まで
	上記以外 ※1 毎年 4 月 1 日以降	申請月の翌月から 3 月まで
2 4～8	事由発生日以降	申請月の翌月から 3 月まで
3	事由発生日以降	罹災月から 1 年
9	毎年 6 月 1 日～9 月 30 日	10 月から翌年 9 月
	上記期間以外	申請月の翌月から 9 月まで

※1 既に返還中の方で 4 月からの猶予を希望する場合は、3 月中に予めご連絡ください。

※ 期日までに猶予申請書の提出がない場合は、返還を開始することになります。何らかの事情で期日までに提出できない場合は、予めご連絡ください。

大学等に進学する場合、2 年目以降の猶予申請手続きを忘れるケースが見られますのでご注意ください。

(猶予申請は毎年必要です。提出が遅れると猶予期間終了月の翌月から返還が始まります。)

3 猶予事由 9「経済的事情」の申請時期と証明書類について

申請時期	猶予期間 (最長 12 か月)	申請に必要な添付書類 (どちらか 1 点) ※証明書類はすべて「原本」が必要です。
2022 年 11 月 1 日～ 2023 年 3 月末	2023 年 4 月～2023 年 9 月 (6 か月)	卒業見込証明書 (在学中) 令和 4 年度 (2022 年度) 課税 (所得) 証明書
2023 年 4 月 1 日～ 2023 年 8 月末	申請月の翌月～2023 年 9 月	卒業証明書 (卒業後 17 か月未満) 令和 4 年度 (2022 年度) 課税 (所得) 証明書
2023 年 6 月 1 日～ 2023 年 9 月末	2023 年 10 月～2024 年 9 月 (12 か月)	令和 5 年度 (2023 年度) 課税 (所得) 証明書
2023 年 10 月 1 日～ 2024 年 8 月末	申請月の翌月～2024 年 9 月	令和 5 年度 (2023 年度) 課税 (所得) 証明書

※2024 年 9 月以降に申請する場合、申請に必要な課税 (所得) 証明書は当会のホームページで確認してください。



返還に関する問い合わせ先及び書類の提出先

返還に関するご質問、各種届出書類の提出先については、下記までお願いします。

〒650-0011

兵庫県神戸市中央区下山手通 5-10-1 兵庫県庁第 1 号館別館 1 階

(公財) 兵庫県高等学校教育振興会 奨学資金第 2 課 返還第 1 係

TEL 078-361-6636